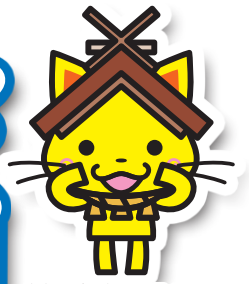




島根県交通安全
シンボルマーク

令和
5
年度

島根県交通安全 県民運動実施要綱



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観運許諾第7436号

～しっかりと まもるルールで ねがう安全～

第1 趣 旨

この運動は、交通安全推進機関・団体が連携を密に県民総ぐるみの交通安全運動を展開することにより、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故のない安全で安心なしまねの実現を図ることを目的とする。

第2 推進期間

令和5年4月1日^土から
令和6年3月31日^日まで



令和4年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
出雲市立平田小学校2年 岸本 芽さんの作品

第3 年間スローガン (令和3年度～令和7年度)

しっかりと まもるルールで ねがう安全

第4 主 唱

島根県交通安全対策協議会

第5 推進機関・団体等

- 1 推進機関・団体 (別表1のとおり)
島根県交通安全対策協議会構成機関・団体
市町村交通安全対策協議会構成機関・団体
- 2 協賛団体 (別表1のとおり)

第6 年間の運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止 (最重点)
- 2 子供の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 自転車の安全利用の推進

※「子供」とは、中学生以下をいう。「高齢者」とは、65歳以上をいう。

第7 推進機関・団体の推進事項

推進機関・団体は、相互に連携を図り、それぞれの地域の交通実態と組織の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、県民総参加のきめ細かな運動を積極的に展開する。(別表2のとおり)

1 全国運動

運動名	期間
春の全国交通安全運動	5月11日～20日(10日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日(10日間)

※全国交通安全運動の実施要領は別に定める。

2 期間を定めて行う運動

運動名	期間	運動名	期間
新入学(園)期の交通事故防止運動	4月6日～15日(10日間)	高齢者の交通事故防止運動	11月11日～20日(10日間)
自転車マナーアップ運動	5月1日～31日(1か月間)	年末の交通事故防止運動	12月11日～31日(21日間)
夏の交通事故防止運動	7月1日～21日(21日間)		

※期間を定めて行う運動の実施要領は別に定める。

3 日を定めて行う運動

名称	活動日	運動の進め方
交通安全県民の日	毎月1日※	交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施する。
自転車・二輪車交通安全指導の日	毎月18日※	1 自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車を指導する。 2 自転車・二輪車の点検整備を指導する。
交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)	5月20日 9月30日	全国交通安全運動にあわせ、交通事故死ゼロを目指した交通安全行事等を開催し、安全意識の高揚を図る。



島根県交通安全キャラクター「びーちゃん」

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

4 交通死亡事故多発警報等発令時の活動

活動名	期間	主な実施事項
交通死亡事故多発警報	10日間	交通死亡事故多発警報等の発令・宣言及び緊急対策実施要領に基づき実施する。

5 通年で取り組む広報啓発事項

- 道路で、いわゆる「歩きスマホ」等の行為をしないこと。
- 点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)の上やその周囲には、不用意に立ち止まったり、自転車や荷物を置かないこと。
- トラック等に設置されている「後退時警報装置(バックアラーム)」、ハイブリッド車等の「車両接近通報装置」を適切に使用して、周囲の安全を確保すること。

6 その他行事

- 春の全国交通安全運動推進の集い(5月10日(水) 県庁前広場)
- 秋の全国交通安全運動推進の集い(9月20日(水) 県庁前広場)
- 第59回島根県交通安全県民大会(11月1日(水) 出雲市大社町)

令和4年中の県内における交通事故発生状況

1 交通事故発生状況

発生件数 766件 (前年比-8件)	死傷者数 852人 (前年比-26人)	死者数 16人(前年比+6人、構成率1.9%) 重傷者数 176人(前年比-4人、構成率20.7%) 軽傷者数 660人(前年比-28人、構成率77.5%)
------------------------------	-------------------------------	--

2 運動重点ごとの交通事故の状況

高齢者 高齢者が関係する交通事故は、発生件数354件(前年比+10件)、死者12人(前年比+8人)、負傷者190人(前年比+4人)といずれも増加した。高齢者の交通事故死者数は、全死者数の75%(前年比+35ポイント)を占める。	飲酒運転 飲酒運転による交通事故が7件(前年比-2人)発生し、死者1人(前年比+1人)負傷者7人(前年比-4人)であった。
子供 子供が関係する交通事故は、発生件数24件(前年比-11件)、死者0人(前年比-1人)、負傷者34人(前年比-14人)と前年より減少した。子供が関係する交通事故は登下校時間帯の発生が多い。	シートベルト 自動車(四輪)乗車中(運転・同乗)の交通事故死者8人のうち、シートベルト非着用者はなかった。
	自転車 自転車に関係する交通事故は、発生件数107件(前年比+6件)と人身交通事故全体の約14%を占め、死者1人(前年同数)、負傷者104人(前年比+3人)、対歩行者事故2件(前年比+2件)であった。また、約16%は自転車側にも一時不停止や信号無視などの違反があった。



2 子供の交通事故防止

令和5年度使用
交通安全年間スローガン

～ あげた手は いのちを知らせる 警報機 ～

1 推進事項

- (1) 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践
- (2) 街頭における安全指導等の徹底
- (3) 通学路等の安全点検の励行
- (4) 子供への思いやり運転の励行

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
子供	○道路を横断する時は、必ず左右の安全を確認し、飛び出しや車の直前直後からの横断はしない。 ○自転車を利用する時は、乗車用ヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守って安全確認を徹底する。
運転者	○通学路等や子供が利用する施設の周辺では、スピードダウンを徹底し、子供の飛び出しや横断に配慮した思いやり運転を心がける。 ○携帯電話の使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」は絶対にしない。 ○交差点や横断歩道付近では、安全確認と減速・徐行を励行し、歩行者保護を徹底する。 ○早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用を実践する。 ※ライト点灯目安時間～日没の約30分前
家庭	○自宅周辺の危険箇所や通学路等を子供と確認し、家族で交通安全について話し合う。 ○子供が出かける際には、「飛び出しをしない」など安全行動の具体的な声かけをする。 ○子供に正しい交通ルールを教えるために、交通安全講習会等に積極的に参加する。
学校	○交通事故事例やヒヤリハット体験を取り入れた、道路の横断及び自転車の乗り方指導など交通安全教育を反復実施する。 ○通学路等の安全点検を実施するとともに、登下校時の街頭指導を徹底する。
地域・職場	○子供が事故に遭わないように「声かけ」を励行し、街頭における保護誘導活動を実施する。 ○交通安全講習会の開催、回覧板、チラシなどにより、子供を交通事故から守る意識の高揚を図る。
県 市町 警察 関係機関・団体	○交通安全教育指針に基づき、子供の年齢層に応じた交通安全教育を段階的・体系的に推進する。 ○保護者対象の交通安全講習会を開催する。 ○登下校時等における街頭指導・保護誘導を徹底する。 ○通学路等における子供の安全な通行を確保するために、交通安全総点検を推進する。



3 飲酒運転の根絶

令和5年度使用
交通安全年間スローガン

～ 「なにで来た？」 乾杯前の 合言葉 ～

1 推進事項

- (1) 飲酒運転根絶に向けた「三ない運動」の徹底「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない」
- (2) 飲酒運転を許さない環境づくりの推進「飲酒運転を絶対にしない、させない」

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
運転者	○飲酒運転は極めて悪質かつ危険な反社会的行為であることを自覚し、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底する。 ○二日酔いでも飲酒運転になることを自覚し、わずかでも体調不良を感じるときは、絶対に運転しない。
家庭	○飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転をしない、させない」を徹底する。 ○車を運転してきた人、これから車を運転する人には「乗るなら飲ませない」を徹底する。 ○二日酔いで飲酒運転にならないように家族で注意する。
地域・職場 酒類提供事業者	○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を許さない意識を高める。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知徹底する。 ○飲酒会合時に、お酒を飲まずに送迎を担当する人（ハンドルキーパー）を決める「ハンドルキーパー運動」を実践する。 ○運行前後にアルコール検知器を使用した厳正な点呼（呼吸検査）を徹底する。 ○車を運転する客には酒類を提供しないこと、飲酒した客には絶対に車を運転させないことを徹底し、飲酒運転根絶に向けた環境を醸成する。
県 市町 警察 関係機関・団体	○各種広報媒体を活用し、飲酒運転根絶に向けた「三ない運動」、飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性について広報啓発を行う。 ○交通安全講習や飲酒運転根絶に向けた取組を実施し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げ、飲酒運転を許さない環境を醸成する。 ○飲酒会合時の「ハンドルキーパー運動」の普及推進を図る。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知する。 ○飲酒運転の取締りを強化し、飲酒運転者の周辺者に対する責任の追及を徹底する。 ○「島根県アルコール健康障がい対策推進計画（H29年度策定）」に基づき、自治体・関係機関団体が連携して、飲酒運転根絶意識の醸成を推進する。



4 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

令和5年度使用
交通安全年間スローガン

～ 守りたい チャイルドシートで 未来の希望 ～



令和4年度島根県交通安全ホビーコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
塩澤 実咲さんの作品
隠岐の島町立磯小学校3年

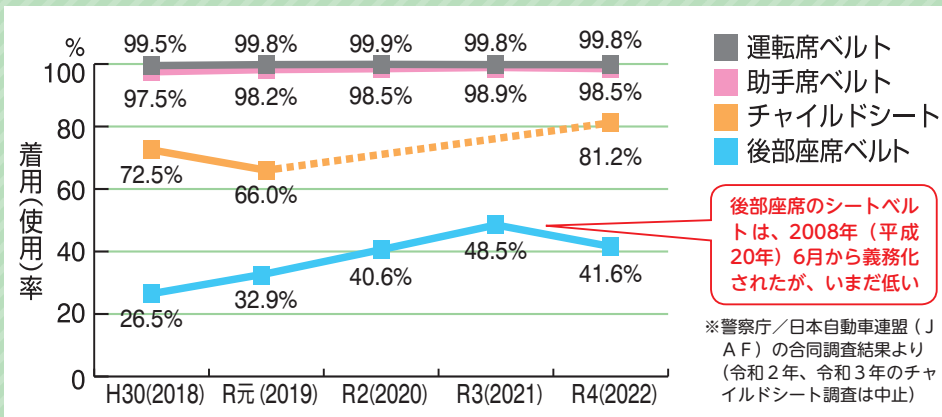
1 推進事項

- 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（特に、後部座席のシートベルト着用）
- 体格に応じたチャイルドシートの正しい使用の徹底

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用が命を守ることを理解する。 ○運転開始前には、同乗者全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認する。 ○6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用できない子供には、チャイルドシートを使用する。 ○チャイルドシートは基準に適合したものを正しく使用し、子供の安全を守る。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で、シートベルト・チャイルドシートの必要性・着用効果について話し合い、全席での正しい着用の実践と習慣付けを図る。 ○乗車時には、全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか、家族で確認する。
地 域 職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果を繰り返し指導し、地域や職場ぐるみで、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を推進する。
県 市 町 村 警 察 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用の必要性和着用効果について広報啓発を行う。 ○街頭活動や交通安全講習会などの機会に、特に着用が低調な後部座席のシートベルトとチャイルドシート着用の指導を徹底する。 ○シートベルトコンビンサーを活用した体験型講習などにより、シートベルト着用意識の高揚を図る。

シートベルト・チャイルドシート県内着用状況（一般道路）



国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。



※「43」以外の番号が付されている製品も適合品です。
チャイルドシート着用推進シンボルマーク「ガチャピョン」

トピックス

歩行者や自転車が横断歩道等を渡ろうとしているときは、**車は必ず止まって譲りましょう！**

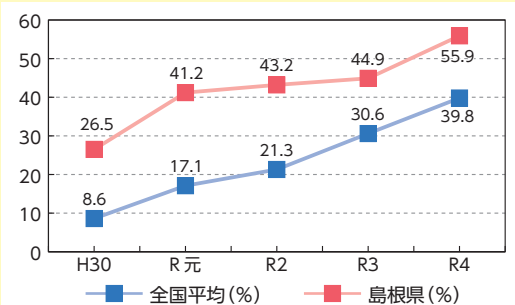
歩行者が横断歩道を、自転車が自転車横断帯を渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしてはなりません。（道路交通法第38条後段）



歩行者は、道路を横断するときは、手をあげるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況

※日本自動車連盟（JAF）の調査結果より



5 自転車の安全利用の推進

令和5年度使用
交通安全年間スローガン

～ 自転車に 乗るなら必ず ヘルメット ～



高橋 佳愛さんの作品
松江市立東出雲中学校3年
A共賞 主催

令和4年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞

1 推進事項

- 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行
- 全年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用促進

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
自転車者	<ul style="list-style-type: none"> ○「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など、自転車安全利用五則を遵守する。 ○信号や一時停止標識は必ず守り、傘差しや無灯火運転、並進、スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの走行はしないなど、交通ルールの遵守と安全確認を徹底する。 ○見通しの悪い交差点などでは安全確認を徹底し、夕暮れ時には、早めのライトの点灯や反射材を着用する。 ○交通事故時の被害軽減のため、年齢にかかわらず乗車用ヘルメットを着用する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、確実に整備された自転車を使用する。 ○万一の自転車事故への備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険などに加入する。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で自転車の正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為等について話し合い、交通ルールの遵守とマナーの実践に努める。 ○自転車を利用するときは、安全のため乗車用ヘルメットを着用する。 ○万一の自転車事故への備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険などに加入する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢に応じた自転車の正しい乗り方や乗車用ヘルメット着用効果を指導する交通安全教室を開催する。 ○地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。 ○夕暮れ時には、早めのライトの点灯や反射材の着用を指導する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用者に対し、自転車安全利用五則による交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかける。 ○交通安全講習会の開催、回覧板、チラシなどにより、自転車利用時の交通安全意識の改善と高揚を図る。
県市町村警察関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車安全利用五則の周知徹底を図る交通安全講習会や、自転車シミュレーターを活用した体験型講習会を開催する。 ○毎月18日の「自転車・二輪車交通安全指導の日」の定着化と、県民総ぐるみによる自転車の安全利用を推進する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、確実に整備された自転車の使用を促進する。 ○自転車事故の当事者となった場合の備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険などへの加入を推奨する。 ○乗車用ヘルメットの着用が全年齢を対象に努力義務化されたことを踏まえた、着用徹底に向けた広報啓発を推進する。(※令和5年4月1日施行予定)

『自転車安全利用五則』

(令和4年11月1日交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車保険の例

① T S マーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車の車体に付加される傷害・賠償責任保険で、点検日から1年間有効。加入には点検整備費が必要。

※島根県では第二種（赤マーク）のみ取扱

補償内容	傷害補償	賠償責任補償
●死亡	一律 100万円	●死亡
●重度後遺障害(1~4級)		●重度後遺障害(1~7級)
●入院加療15日以上の傷害	一律 10万円	限度額 1億円



② サイクル安心保険

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は下記を検索、または右のQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員 検索



※このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）があり、コンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険等の特約もあります。

(推進機関・団体)

島根県
 市町村
 島根県警察本部
 島根県教育委員会
 島根労働局
 中国運輸局島根運輸支局
 国土交通省松江国道事務所
 国土交通省浜田河川国道事務所
 島根県市長会
 島根県町村会
 島根県市町村教育長会
 島根県交通安全協会
 島根県高速道路交通安全協議会
 島根県安全運転管理者協会
 自動車安全運転センター島根県事務所
 島根県指定自動車教習所協会
 島根県地域交通安全活動推進委員協議会
 自動車事故対策機構島根支所
 島根県系統農協・警察防犯対策協議会
 島根県交通安全母の会連合会
 島根県連合婦人会
 日本自動車連盟島根支部
 島根県社会福祉協議会
 島根県老人クラブ連合会
 島根県保育協議会
 島根県消防協会
 島根県公民館連絡協議会
 島根県旅客自動車協会
 島根県トラック協会
 島根県建設産業団体連合会
 島根県二輪車普及安全協会
 島根県自動車整備振興会
 島根県自動車販売協会
 島根県軽自動車協会
 軽自動車検査協会島根事務所
 島根県中古自動車販売協会
 島根県自転車軽自動車協同組合
 島根県石油商業組合
 日本労働組合総連合会島根県連合会
 島根県連合青年団
 島根県友愛会

島根県交通運輸産業労働組合協議会
 島根県商工会議所連合会
 島根県商工会連合会
 西日本旅客鉄道株式会社米子支社
 一畑電車株式会社
 一畑バス株式会社
 石見交通株式会社
 島根県公立高等学校長協会
 島根県小学校長会
 島根県中学校長会
 島根県私立中学高等学校連盟
 島根県国公立幼稚園・こども園長会
 島根県特別支援学校長会
 島根県高等学校PTA連合会
 島根県PTA連合会
 島根県幼稚園・こども園PTA連合会
 島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
 島根県飲食業生活衛生同業組合
 日本自動車旅行ホテル協会島根支部
 島根県病院協会
 島根県小売酒販組合連合会

(協賛団体)

日本道路交通情報センター松江センター
 朝日新聞松江総局
 NHK松江放送局
 エフエム山陰
 共同通信社松江支局
 山陰中央新報社
 TSKさんいん中央テレビ
 BSS山陰放送
 産経新聞社
 時事通信社松江支局
 新日本海新聞社
 中国新聞社
 日本海テレビ
 日本経済新聞社松江支局
 毎日新聞松江支局
 読売新聞松江支局
 島根日日新聞社
 島根県ケーブルテレビ協議会

推進機関・団体	推 進 事 項	
共 通	1 年間・各期の交通安全運動、「交通安全県民の日」等における活動の効果的推進 2 職員・従業員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 職員・従業員等に対する交通安全教育の推進	4 各種広報媒体や SNS を活用した広報啓発活動の推進 5 パンフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
県	1 市町村、各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 2 交通安全運動等に伴う連絡会議の開催 3 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 4 交通死亡事故多発警報等の発令及び同警報等発令に伴う緊急対策の推進	5 高齢者・成人・大学生等に対する交通安全教育事業の推進 6 交通安全県民大会の開催 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
市 町 村	1 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2 各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 3 交通安全教室の開催など「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進	4 交通安全施設、通学路などの点検・整備 5 交通指導員による街頭指導の強化 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
警 察	1 悪質・危険な違反に対する交通指導取締りの強化 2 「交通安全教育指針」に基づく年齢層に応じた体系的交通安全教育の推進 3 推進（協賛）機関・団体に対する交通事故分析資料及び道路交通情報などの交通情報の提供	4 交通安全関係機関・団体の指導育成 5 交通の安全と円滑を図るための効果的な交通規制の実施 6 ゾーン30対策等道路交通環境の整備 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会 (県・市町村)	1 「交通安全教育指針」に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2 交通安全教育指導者の資質の向上 3 登・下校（園）時における街頭指導の充実と通学路の点検	4 自転車の点検整備と正しい乗り方指導の徹底 5 その他交通安全活動の推進に関する事項
道路管理者 (国土交通省・県・市町村)	1 道路パトロールの強化 2 道路の整備、障害物の除去など道路交通環境の整備・充実 3 交通安全施設の点検・整備 4 道路情報の提供	5 道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保 6 推進（協賛）機関・団体との連携による交通安全総点検の実施 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	1 各種交通安全運動の実施促進 2 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 3 ハンドルキーパー運動の推進	4 反射材の普及と着用の促進 5 チャイルドシートの貸出 6 高齢運転者に対する運転適性診断の促進 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
安全運転管理者協会 トラック協会 旅客自動車協会	1 事業所に対する交通安全指導の強化 2 事業所の安全運転管理の徹底 3 事業所における講習会、研修会の開催 4 事業所における若年運転者対策の推進 5 飲酒運転の根絶・シートベルト等着用運動の推進	6 子供・高齢者を交通事故から守る事業所運動の推進 7 アルコール検知器の適正な使用、厳正な点呼実施の徹底 8 その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自動車 教習所協会	1 教習生に対する交通安全意識の醸成 2 シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 3 危険予測運転の実地教育訓練	4 高齢運転者教育の充実 5 教習所一日開放による交通安全活動の推進 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全母の会	1 高齢者の交通事故防止の推進 2 各種交通安全教室の開催	3 世代間交流事業の促進 4 その他交通安全活動の推進に関する事項

島根県交通事故相談所

島根県交通事故相談所では、交通事故の損害賠償に関するいろいろな悩みごとなどについて無料相談を行っています（面談又は電話）。

●相談場所は

名 称	所 在 地	開 設 日	相談時間	電話・FAX
島根県交通事故相談所	島根県庁南庁舎 別館1階	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	0852-22-5102 (FAX 22-6509)
島根県交通事故相談所 浜田相談室	浜田合同庁舎 1階	毎週水曜日	午前11時～正午 午後1時～4時	0855-29-5563

※祝休日及び年末年始は除きます。

●巡回相談は

地 区	会 場	相 談 日	相談時間
出 雲	出雲市役所	第3木曜日	午前：9時～正午 午後：1時～3時
大 田（要予約）	大田市役所	第1火曜日	
益 田（要予約）	益田市役所	第4木曜日	
隠 岐（要予約）	隠岐の島町役場	第2木曜日の午後 その翌日の午前	

※相談日が祝休日又は年末年始の閉庁日に該当する場合は、変更します。

